

令和3年度
認定こども園安田さくら園
入園申込のしおり

令和3年度の安田さくら園への入園希望を次のとおり受け付けます。
申込手続きや提出書類などについて記載しておりますので、ご覧のうえお申し込みください。

申込受付期間
令和3年1月12日(火)～令和3年1月29日(金)



問い合わせ先

町教育委員会 Tel:0887-38-6714
安田町大字安田1850番地
安田さくら園 Tel:0887-38-6618
安田町大字西島2番地1

1. 安田さくら園に入園できるのは

(1) 子ども・子育て支援法の規定に基づく、1号認定から3号認定のいずれかに給付認定された児童です。給付認定は、入園申込みと同時にできます。認定区分は以下のとおりです。

認定区分	内容	利用時間区分
1号認定 (教育標準時間のみ認定)	満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する場合。	教育標準時間 (1日3時間～4時間)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労等の事由により、保育を必要とする場合。	保育標準時間(1日11時間) 又は保育短時間(1日8時間)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労等の事由により、保育を必要とする場合。	保育標準時間(1日11時間) 又は保育短時間(1日8時間)

(2) 2号及び3号認定における保育を必要とする事由及び利用時間区分は以下のとおりです。父母ともにいずれかの事由に該当する場合に認定対象となります。

保育が必要な事由	利用時間
保護者が就労している (月48時間以上の就労)	就労時間月120時間未満 保育短時間 就労時間月120時間以上 保育標準時間
母親が妊娠中であるか又は出産後間がない	保育標準時間 ※原則、出産予定日の前8週間、後8週間
保護者が病気やケガであったり、心身に障害がある	保育標準時間
保護者が同居の親族等の介護・看護をしている	保育標準時間
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	保育標準時間
保護者が求職活動中である	保育短時間 ※最長90日間
学校等教育施設に在学している、又は職業訓練を受けている	就労の場合と同じ
児童虐待やDVが認められる	保育標準時間
育児休業する場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが引き続き利用することが必要であると認められる	保育短時間 ※最長、育児休業に係る子どもの誕生月の翌月末まで
町長が認める上記に類する状態である	事由を勘案して認定

(3) 安田さくら園における利用時間は以下のとおりです。

区分	利用時間
教育標準時間	午前 9 時から午後 1 時まで
保育短時間	午前 8 時から午後 4 時まで
保育標準時間	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

2. 入園の手続きについて

◎対 象 者 町内に住所を有する 0 歳児（生後 6 ヶ月以上）～ 5 歳児で入園基準に該当する者（年齢は令和 3 年 4 月 2 日現在の満年齢）

◎開所時間 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

◎定 員 140 名

3 号認定(0 歳児) : 10 名

3 号認定(1・2 歳児) : 40 名

2 号認定 : 70 名

1 号認定 : 20 名

※定員に達した場合は、保育の必要性を審査し、特に保育が必要と認められる子どもを優先的に入園決定します。

◎申込場所 安田町教育委員会

◎申込期間 令和 3 年 1 月 12 日（火）～令和 3 年 1 月 29 日（金）

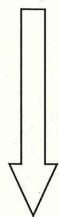
※年度途中での入園申込も受け付けていますが、受け入れ態勢により、途中入園できない場合があります。



手続きの主な流れ

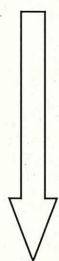


申込み



- ・ 町教育委員会へ給付認定申請書兼入園申込書に必要書類を添えて提出してください。申込時に聞きとり調査をします。

調 査



- ・ 提出資料により入園基準を満たしているか確認します。
- ・ 不明な点がある場合は、電話等により確認・調査をします。
- ・ 提出資料等に不備がある場合は、希望日に入園できない場合がありますので、提出にご協力をお願いします。

面 接



- ・ 新規入園希望児童については、児童の状況を確認するため園で面接を行います。面接日時については後日お知らせしますので、必ず保護者同伴でお越しください。

入園決定

- ・ 入園承諾・不承諾の通知は、3月中旬に各家庭に通知します。入園承諾は1年ごととなります。年度ごとに保育に欠ける状況の確認を行います。

※入園後、新入児については1週間程度のならし保育を実施しています。

※保育料等の決定については、4月中旬頃を予定しています。

《変更の届出》

1. ご家庭の状況、住所、勤務先等に変更が生じた場合は、ただちに園へ報告をしてください。園を通じて町教育委員会に変更を受け付けます。
2. 退園するときは、園に届け出るとともに、町教育委員会で行ってください。

3. 入園申込提出書類

必要な書類は以下のとおりです。各家庭の状況により異なりますので、それぞれ必要な書類を提出してください。提出書類に不備がある場合、入園決定ができないことがあります。

① 給付認定申請書兼入園申込書 (児童1人につき1枚)

② 家庭での保育ができない状況を証明する書類

保護者が誰も保育できないことを確認する必要がありますので、父親・母親両方の書類を提出してください。※1号認定を希望する方は必要ありません。

保育できない理由	提出書類
家庭外労働	就労証明書（証明者は雇用主）
自営・農業・漁業等	就労証明書（証明者は民生委員）
内職	就労証明書（証明者は雇用主）
病気療養中	医師による <u>家庭での保育ができない旨の診断書</u> 、障害者手帳等のコピーなど状態の確認できる書類
家族の看護・介護	医師による診断書、障害者手帳・介護保険証等のコピー、看護証明書など看護・介護を必要としていることがわかる書類
家庭の災害等	罹災証明書など被災したことがわかる書類
出産、育児休業	母子健康手帳のコピー（母の氏名および出産予定日が記載されている頁）
就職活動中	誓約書兼求職活動報告書、就労証明書（就職後）
就学	在学証明書

《注意事項》

- 1) その他必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。
- 2) 保護者の状況が変わった場合は、必ず園へ報告してください。



③ 個人番号（マイナンバー）の届出

子ども・子育て支援法施行規則の規定により、給付認定を受ける（受けている）子どもとその保護者の個人番号の提出が必要となっています。（規則第2条）

書類提出の際に番号の確認を行うため、「マイナンバーカード」又は「個人番号記載の住民票」の提示が必要です。その際、書類を提出に来られた方の身分証明書類をあわせて提示いただきます。

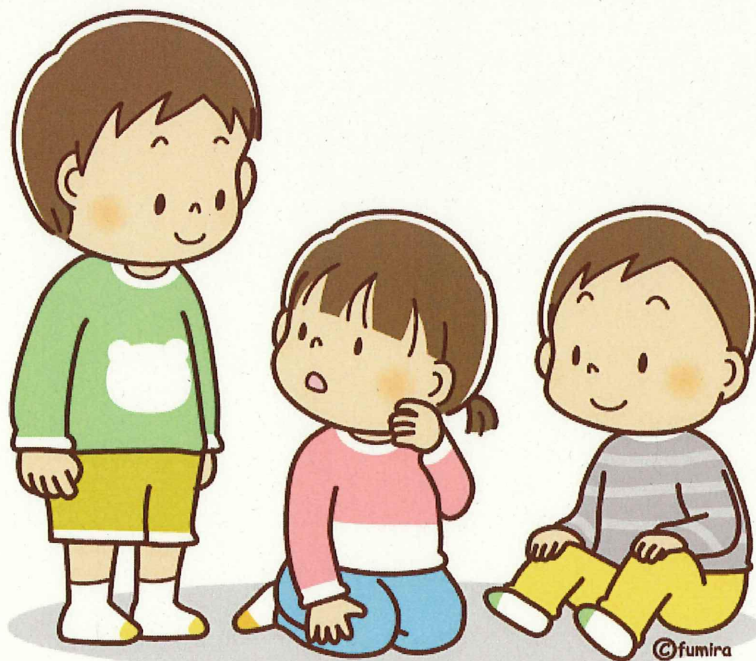
※身分証明書類とは

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、各種健康保険証、住民票、年金手帳など顔写真付きのものは1点、写真の無いものは2点必要です。

④ 保育料算定に必要な書類（該当する方のみ）

保育料算定のため以下に該当する方は必要書類を提出してください。

書類の必要な方	必要書類
令和2年1月から 令和2年12月の間に <u>国外</u> に住んでいた方	令和2年中の海外での所得がわかる書類（勤務先に発行を依頼） ※令和2年1月1日から令和2年12月31日までに得た国内外での合計収入額に基づき、町民税相当額を算出し、保育料の階層を決定します。 （日本語以外の場合は、日本語訳を添付してください）
町民税が未申告の方 （配偶者の扶養に入っている方は除きます）	受付印のある 令和2年度 市町村民税・県民税申告書（控）（コピー） ※令和2年1月1日時点での住所地の市町村で申告を行ってください
生活保護を受けている方	生活保護適用証明書



4. 保育料について

安心・安全な子育てを応援するため、平成 29 年度より引き続き利用者負担金（保育料、給食費）は無料です。

ただし、安田町に住所を有し、現に居住している世帯で、保育料及び町税、使用料、手数料または分担金等町に納入すべき債務、学校給食費に滞納がない、町内施設を利用する世帯の児童に限ります。

保育料の算定については、

令和 3 年 4 月～令和 3 年 8 月分は令和 2 年度住民税額で算定します。

令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月分は令和 3 年度住民税額で算定します。

※保育料等の支払いについて、指定の金融機関口座からの口座振替を希望する方は、町教育委員会（TEL38－6714）までお問い合わせをお願いします。

5. 給食費について

上記のうち、無料に該当しない 1 号認定、2 号認定の児童は給食費の支払いが必要となります。

※ 3 号認定は保育料に給食費が含まれます。

1 号認定	月額 3,200 円
2 号認定	月額 3,600 円

※ 1 号認定は一部のおやつ代等が除かれるため、2 号認定より少額となります。

※ 4 日以上欠食届が提出されたときは、4 日目から減額して過不足を調整します。

欠食届が必要な方は、園もしくは町教育委員会にお問い合わせください。

